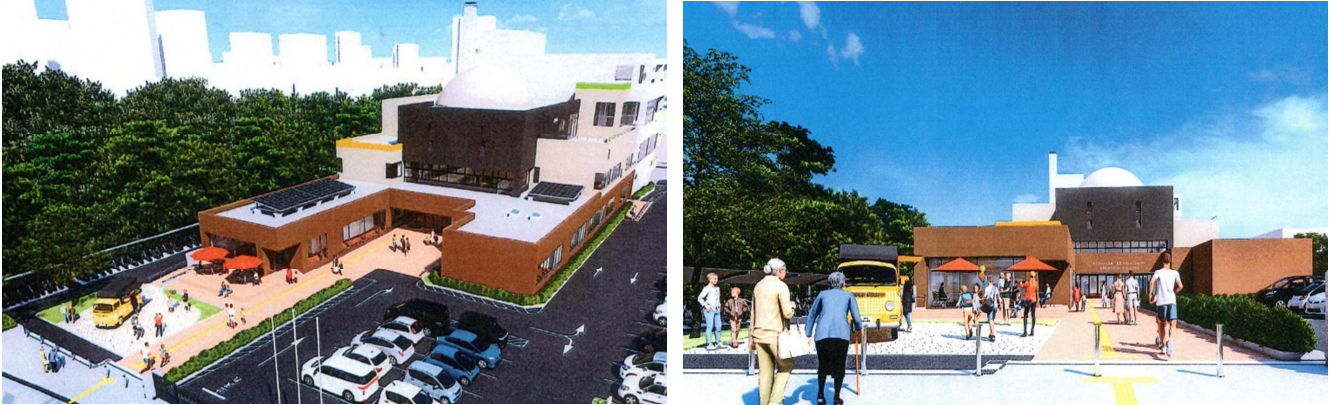


朝霞市中央公民館・コミュニティセンター

談話室(軽食・喫茶室)及びキッチンカー運営事業者選定に関する募集要項



(朝霞市中央公民館・コミュニティセンター改修後のイメージ図)

1. 公募の背景

朝霞市中央公民館・コミュニティセンターは、これまで多くの市民に利用され、地域の文化・学習活動の拠点として重要な役割を果たしてきました。この度の施設リニューアルを機に、市民の学習・文化活動の拠点から、より身近で滞在性の高い「居心地の良いサードプレイス」への進化を目指しています。

また、駐車場に限りがある施設特性を考慮し、施設利用者をはじめ、近隣のシンボルロード等でウォーキングやランニングを楽しむ地域の皆様が、ふらりと気軽に立ち寄れる、日常の交流拠点としての魅力創出と価値向上が求められています。

2. 公募の目的

本公募は、以下の役割を担う運営事業者(以下「使用者」という)を募集するものです。

(1) 【施設利便性の向上】

施設利用者の皆さまが、講座等の前後や待ち時間にコーヒーを飲んだり、軽食をとりながら談話したりできる環境を提供し、施設利用の満足度を高めます。

(2) 【賑わいの創出】

屋外イベントスペースを活用したキッチンカーの誘致、出店により、日常的な賑わいを創出します。

(3) 【地域交流機能の強化】

談話室と屋外イベントスペースを一体的に活用することで、施設利用者にとどまらず、地域の人々やシンボルロード散策者が気軽に立ち寄り、多様な人々が交流できるような開かれた場を創出し、施設全体の魅力向上と価値を高めます。

3. 施設概要

施設名称	朝霞市中央公民館・コミュニティセンター
所在地	朝霞市青葉台1-7-1
敷地面積	5,000 m ²
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建、女性センター・プラネタリウム併設
休館日	毎週月曜日・年末年始
利用者	約19万人／年(令和7年度)

4. 事業概要

(1) 【談話室運営事業】

厨房施設等を活用し、施設利用者の講座等の合間やシンボルロードの散策者が、気軽に飲食を楽しめるメニュー(軽食・飲料等)の提供を行う。

※出店スペース:中央公民館・コミュニティセンター1階談話室及び厨房(別添参照)

(2) 【キッチンカー運営事業】

1日1台程度を基本とし、公募の目的の趣旨に合致する事業者を誘致し、出店調整及び適切な現場管理を行う。

出店スペース:中央公民館・コミュニティセンター屋外イベントスペース(別添参照)

(3) 【施設維持管理事業】

談話室・厨房、テラス屋外イベントスペースの整理整頓、清掃を行い、利用者が常に快適に過ごせる清潔な環境の維持及びごみ、排水処理等の適切な管理を行う。

5. 営業(使用)条件

(1) 【営業方法】

本公募の目的に基づき、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可により営業(使用)いただきます。

(2) 【使用期間】

使用期間は5年以内(毎年更新)とし、これを朝霞市との協議により延長することができます。

(3) 【使用上の制限】

使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用財産の維持管理をしなければならない。また、使用財産を他の者に転貸してはならない

(4) 【営業開始日】

営業開始日は令和9年4月1日を目安としますが、中央公民館・コミュニティセンターのリニューアルオープンに合わせてできるよう朝霞市と使用者が協議して決定した日を営業開始日とします。

(5) 【営業時間】

- ① 談話室運営事業は、原則として当施設の休館日を除く開館日の開館時間内(午前 9 時～午後9時)とし、かつ昼食時間帯を含む4時間以上(例:午前11時～午後3時)とします。なお、談話室は施設の共用スペースでもあり飲食利用者以外の施設利用者も利用します。
- ② キッチンカー運営事業は、原則として午前9時～午後9時を最大とし、かつ昼食時間帯を含む3時間以上(例:午前11時～午後2時)とします。ただし、彩夏祭等で屋外イベントスペースを含む施設全体を一括して使用する場合は営業できない場合があります。なお、屋外イベントスペースは飲食利用者以外の利用も可とします。

(6) 【使用料】※キッチンカー使用部分含む。

使用者は、土地・建物使用料(月額63,000円程度)を負担するものとし、朝霞市の発行する納入通知書により指定された期限までに納入しなければならない。

※使用料は年度ごとに若干変動する場合があります。

(7) 【光熱水費】

電気・ガス・上下水道の経費については、使用者の負担とします。

(8) 【厨房機器・設備等】

- ① 談話室・厨房の天井、内壁、床面等は現在の状態で引き渡しますので、使用者において、必要な改修工事等を朝霞市と協議の上、実施してください。
- ② 既設の什器・設備以外の運営事業に必要な什器、設備、消耗品等は使用者において用意してください。
- ③ 上記②に関する維持管理および修繕・更新等は、既設の什器・設備も含め使用者において実施してください。

(9) 【メニュー・価格等】

談話室運営事業における各種メニュー及び価格の決定は、朝霞市と協議し決定してください。なお、キッチンカー及びイベント等における臨時的なメニューはこの限りではありません。

(10) 【営業許可の申請等】

食品衛生管理法に基づく営業許可の申請、その他運営事業の履行に必要となる諸官庁への届出は使用者が行うものとします。また、従業員及び厨房等の衛生管理には十分注意を払ってください。

(11) 【法令遵守】

使用者は、食品衛生法のほか関係法令を遵守してください。

(12) 【損害賠償】

使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、朝霞市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(13) 【使用許可の取消等】

朝霞市において使用財産を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は使用者が営業(使用)条件および行政財産使用許可条件に違反したときは使用許可を取消する場合があります。

(14) 【原状回復】

使用者は、使用期間が満了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、自己の責任において朝霞市の指定する期限までに使用財産を現状に回復して返還しなければならない。ただし、朝霞市において承認したときはこの限りではない。

6. 留意事項

- (1) 運営事業の実施にあたり公序良俗に反する行為等を禁止します。
- (2) 運営事業の実施に伴う事故・苦情等は使用者の責任で対応し、朝霞市に報告してください。
- (3) キッチンカーの電源使用は指定コンセントのみ可能とし、延長コード等は使用者(出店者)で準備してください。※発電機は音が大きいことから不可とする。
- (4) キッチンカーの営業中の BGM は小音量で施設利用者等に配慮してください。
- (5) 地域行事やイベント時に飲食提供協力を求める場合、可能な限り対応してください。
- (6) 酒類の販売等は未成年者・運転者への提供禁止を徹底してください。

7. 参加資格(公募)

本募集に参加できる者は、法人格を有し、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 本公募の目的に賛同し、運営に意欲がある者であること。
- (2) 運営事業の実施に際して、許可、資格又は免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者又は免許者を従事させることができること。
- (3) 過去3年間に、食品衛生法等関連法令による行政処分を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。(法人税、法人市民税)
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (7) 朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成30年11月6日要綱第101号)第3条の規定に基づく入札参加除外を受けていないこと。

8. 選定スケジュール(予定)

NO.	内容	日程
1	公募開始(募集要項等の配布) ※市ホームページからダウンロードしてください。	令和8年 8月20日(木)
2	現地説明会・施設見学会	令和8年 8月26日(水)
3	質問書の受付期間	令和8年 8月20日(木)～ 令和8年 9月 1日(火)
4	質問書に対する回答 ※市 HP で回答します	令和8年 9月10日(木)
5	参加申込書の提出期限	令和8年 9月18日(金)
6	企画提案書の提出期限	令和8年 9月30日(水)
7	プレゼンテーション	令和8年10月19日(月)
8	審査結果の通知・公表	令和8年10月30日(金)
9	内装工事等協議	令和8年11月～令和9年1月
10	工事着工、開店準備(使用許可申請・許可)	令和9年1月～3月
11	開店	令和9年4月(※)

※ただし、中央公民館・コミュニティセンターのリニューアルオープンに合わせてできるよう、朝霞市と使用者が協議して決定した日を営業開始日とします。

9. 応募方法

本公募に参加を希望する場合は、本要項を熟読のうえ、提出期限までに提出書類を各1部提出場所に持参してください。※メールや郵送等による受付は行いません。

提出書類	参加申込書	様式1
	申込者概要書	様式2
	誓約書	様式3
	収支計画書(5年間)	様式4
	商業登記簿謄本(提出日前3か月以内に発行のもの)	—
	印鑑登録証明書	—
	国税・地方税の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税について未納額がないことの証明)	—
	飲食営業に関する資格・免許等の写し (その他提案する企画の実施や販売等に必要な資格・免許等の写し)	—
	参考資料(企業概要・業務実績が確認できる資料等)	—
	提出期限	令和8年 9月18日(金) 午前9時から午後4時まで
提出場所	朝霞市中央公民館・コミュニティセンター 仮事務所(図書館本館内)	

10. 現地説明会及び施設見学会 ※本公募に応募意思のある方は、できる限り出席してください。

日時:令和8年 8月26日(水) 午後 1 時30分

場所:中央公民館コミュニティセンター1階談話室

11. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年 9月 1日(火) 午後4時

(2) 提出方法

質問書(様式任意)を中央公民館・コミュニティセンターへ電子メールで送付してください。
なお、電子メール以外による質問(電話等)には、回答いたしません。

(3) 回答

質問の回答を集約し、令和8年 9月10日(木)までに市ホームページで公開します。

12. 企画提案

提案書	任意様式
提出期限	令和8年 9月30日(水)
提出場所	中央公民館・コミュニティセンター仮事務所(図書館本館内)
提出方法	提出場所に持参してください。
提出部数	原本1部、副本7部 ※副本について記載内容から応募者、提携事業者その他運営に係る関連事業者等の企業名が判別できないようにしてください。
提案書の内容等	運営方針、運営体制(組織体制、衛生管理、営業日、営業時間等)、メニューの構成、「店舗のコンセプト(店舗の内装・レイアウト)、付加価値(行政課題への貢献、にぎわいの創出、優位性等)について、本公募要項の背景、目的等を参考に企画提案書に簡潔にまとめてください。(A3判両面2枚程度 ※A4判可)

13. プレゼンテーション

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施します。実施方法や日時と場所等については、別途連絡します。

14. 使用者の選考方法

選定委員会設置要綱別表2(第6条関係)を適用する。

下記の評価項目、評価基準に基づき、選定委員会の委員が評価し、選考する。

評価項目	評価基準
出店コンセプト等	・申込者が応募資格を有しているか。 ・出店コンセプト等が本施設にふさわしいか。 ・事業計画の内容は実現可能性が高いか。
サービスの妥当性	・メニュー数やメニュー価格は適切か。 ・メニューの種類・内容は魅力的か。 ・営業日、営業時間の設定は適切か。
独自性	・アピールできる事項や優位性がある事項はあるか。
従業員体制	・従業員の人数は適切か。 ・従業員の配置は適切か。 ・従業員の労務管理や教育は適切か。
出店体制	・衛生管理体制や法令遵守体制、危機管理体制が適切か。
出店計画	・資金計画や営業収支見込は妥当か。

15. 問い合わせ

朝霞市中央公民館・コミュニティセンター

電話:048-465-7272

fax :048-465-7297

e-mail: tyuo-kom@city.asaka.lg.jp